

米軍基地における泡消火剤の漏出事故に関する緊急要請に対する回答

1 日米両国政府の責任において、基地内外に漏出した泡消火剤の回収除去を徹底するとともに、漏出現場、漏出先河川・海域等における水、土壌等の環境調査と必要な措置の実施及びその結果を公表すること。

(防衛省からの回答)

- 本件事案における泡消火剤の回収除去については、4月11日までに米側による飛行場内の回収作業は終了し、飛行場の外については、防衛省として、宜野湾市及び米側と連携して可能な限りの回収を実施した。
- このうち、飛行場の外における回収作業について、御尽力いただいた宜野湾市消防の皆様に、改めて感謝申し上げます。
- その上で、飛行場内における影響を確認するため、政府、沖縄県及び宜野湾市が環境補足協定第4条に基づき普天間飛行場への立入りを実施し、4月21日に水のサンプリング、5月1日及び11日に土壌サンプリングを行った。
- 立入りで得られた水及び土壌のサンプルについては、引き続き、関係自治体及び米側とともに分析を進めているところであり、分析結果等は、関係自治体及び米側と調整の上、適切にお知らせしてまいりたい。
- さらに、飛行場の外における影響を確認するため、河川、漁港などの水質調査等を実施し、分析結果が判明したことから地元自治体等に対してお知らせした。
- 防衛省としては、沖縄県民の皆様が本件事故に対して不安を抱いておられることを重く受け止めており、引き続き関係自治体、関係省庁及び米側と連携し、適切に対応してまいりたい。

2 今回の事故について、日本政府は、早期の原因究明、再発防止策の徹底及び地元自治体の意向を踏まえた立入調査の実施を米側に求めること。また、日米両国政府の責任において、基地外へ漏出した場合の除去体制を構築すること。

(防衛省からの回答)

- 本件について、政府として、今般の流出事故は住民の方々に不安を与える重大な事案と認識しており、事故発生後直ちに米側に対して厳重に抗議するとともに、
 - ・ 流出した泡消火剤の迅速な回収、
 - ・ 事実関係の速やかな提供、
 - ・ 原因究明と安全管理、再発防止策の徹底、を強く申し入れている。
- その上で、現在、事故原因について、引き続き米側の調査チームが消火システムの細部を精査しているところであり、政府としては、立入りで得られたサンプルの分析結果や当該調査チームによる報告等を踏まえ、まずは原因究明にしっかりと取り組むとともに、事実関係を明確にする考えである。
- 引き続き、流出原因などの情報を米側から得られ次第、関係自治体に提供するなど、しっかりと対応してまいりたい。

- なお、本件事故後に実施してきた環境補足協定第4条に基づく普天間飛行場への一連の立入りについては、汚染状況の確認や米側による汚染除去措置の効果を確かめる観点から、分析に必要となる水や土壌のサンプリングなどを実施するべく、政府、関係自治体及び米側で調整の上、行ったものである。
- 政府としては、これまでの立入りによって分析に必要となるサンプル等は十分に得られたと考えており、まずはこれらのサンプルについて、関係自治体及び米側とともに分析を進めているところである。
- 今後、サンプルの分析結果や米側の調査チームによる報告等を踏まえ、更なる対応のあり方について、関係自治体及び米側としっかり議論していく考えである。
- いずれにせよ、防衛省としては、PFOSを含む泡消火剤の流出事故が再び起こることがないように、在日米軍の泡消火剤の交換や今般の事案の再発防止策について、PFOS等をめぐる問題全体に関して日米間で集中的に行っている検討の中で、しっかりと議論してまいりたい。

3 在日米軍基地におけるPFOS等を含む製品の数量や管理の状況について日米両国政府の責任で実態を調査し公表すること。また各基地における管理状況等について、地元自治体から立入りや説明などの求めがあった場合には、積極的に対応すること。

(防衛省からの回答)

- 引き続きPFOS等をめぐる問題全般に取り組む中で、在日米軍施設・区域におけるPFOS含有泡消火剤交換等の課題についても、しっかりと日米間で対処してまいりたい。地元自治体等に対しても、今後、米側の了解も得た上で、必要に応じ、随時説明を行っていく考えである。

4 基地内におけるPFOS等を含む製品について、代替品への交換を早急に完了すること。また、交換が終わるまでの間、漏出防止など安全管理に万全を期すこと。

(防衛省からの回答)

- 自衛隊、消防などの我が国の施設や在日米軍施設・区域、火災予防の必要性がある民間施設において、PFOSを含む製品の製造禁止等の規制が始まる前に製造された泡消火剤は、現在もなお、火災など緊急時に使用するため消火設備に充填されたものや、廃棄のため保管されているものが残っていると承知している。
- このため、防衛省としては、自衛隊が保有するPFOS含有泡消火剤の交換を加速するとともに、米側に対しても、早期の交換を求めてきたところである。
- その上で、米側からは、在日米軍が保有しているPFOS含有泡消火剤について、これらを厳格に管理するとともに、PFOSを含まないものへ順次交換を進めている。また、訓練に当たっては、現在は水を利用し当該消火剤は使用していない、といった措置につき説明を受けている。
- PFOS等をめぐる問題については、これまで何度も、河野防衛大臣とエスパー米国防長官との間で議題とするなど、日米間で連携を一層強化して、在日米軍の対応を含め包括的に検討を進めているところである。

- また、日米両政府の中でも、米国防省タスクフォースによる報告書の公表、日本政府による水道水及び水環境に関する暫定目標値の設定、自衛隊による泡消火剤の速やかな交換といった取組が進展している。
- 防衛省としては、今般のような流出事故が再び起こることがないように、在日米軍の泡消火剤の交換や今般の事案の再発防止策について、PFOS等をめぐる問題全体に関して日米間で集中的に行っている検討の中で、しっかりと議論してまいりたい。

新型コロナウイルス感染症に係る感染者情報の取扱い等に関する緊急要請に対する回答

1 在日米軍基地における新型コロナウイルス感染症の発生状況や米側の措置について、積極的に公表されるよう米側に働きかけるとともに、国の責任において情報収集に努め、適時・適切に公表すること。

(外務省からの回答)

- 新型コロナウイルス感染症対策については、公衆衛生上の観点から日米合同委員会合意に基づき、米軍の医療機関と地元の保健所との間で必要な情報共有を行い、感染拡大防止のために緊密に連携していくことを確認している。在日米軍関係者が感染した事例についても、米側から適切に情報共有を受けてきている。
- 他方、在日米軍関係者の感染に関する個別事案の詳細を公表することは、我が国の安全保障や米軍の運用にも影響を与えるおそれがある。
- また、在日米軍は、水際措置を含む日本政府の方針に整合的な措置をとることとしており、在日米軍司令官による公衆衛生非常事態宣言の発出を含め、日本側の措置に先駆けて、厳格な措置を実施している。
- 新型コロナウイルス感染症対策については、在日米軍と緊密に連携してきていますが、引き続き適切に対応していく。

2 在日米軍における感染防止対策の強化を求め、基地周辺に不安を与えることがないよう努めること。また、必要に応じて、米側が行う検疫など防疫措置についても支援を行うこと。

(外務省からの回答)

- 米軍関係者が我が国に入国する場合には、在日米軍として、水際対策を含む日本政府の方針に整合的な措置をとることとしており、在日米軍司令官による公衆衛生非常事態宣言の発出を含め、日本側の措置に先駆けて、厳格な措置を実施している。
- 日米間では、(平成8年(1996年)の)「人、動物、植物の検疫手続に関する日米合同委員会合意」に基づき、米軍人等が米軍施設・区域において我が国に入国する場合を除き、日本の当局が検疫を実施することになっている。
- また、米軍の施設・区域において入国する際は、米側の検疫手続によることになるが、検疫伝染病が発見された場合には、直ちに日本の当局に対し通報が行われ、日米の当局間で対応を適宜協議することになっている。
- 引き続き、在日米軍と連携し、適切に対応していく。

3 駐留軍等労働者の感染防止に万全を期すこと。

(防衛省からの回答)

- 在日米軍は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、在日米軍従業員を含む関係者を対象として、厳格な衛生措置を実施しているものと承知している。
- その上で、防衛省としては、雇用主の立場から、米側に対し、
 - ・在日米軍施設・区域内で実施される措置を在日米軍従業員に対しても同様に適用し、その旨を速やかに在日米軍従業員と共有すること、
 - ・在日米軍従業員が消毒等の業務を実施する場合は、感染防止のための訓練を行い、安全対策を徹底すること、などを申し入れているところである。
- さらに、在日米軍従業員が感染した際には、日米間で直ちに情報共有を行うことを含めた緊密な連絡体制を構築している。
- 防衛省としては、在日米軍従業員の方々の安全対策に万全を期すべく、引き続き日米間で緊密に連携してまいりたい。